裁　　決　　書

○○○○○○○○

審査請求人　○○○○

処　分　庁　吉川市長　中原恵人

審査請求人が令和６年１１月１８日に提起した処分庁による公文書一部公開決定処分（令和６年１０月３日付け保第○○○号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

１　令和６年９月１９日付けで、審査請求人は処分庁に対し、吉川市情報公開条例（平成１２年吉川市条例第１６号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、「Ｒ５　№１０９４　学童保育（支援員・補助員）特別休暇申請」（以下「本件対象文書」という。）について公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

２　令和６年１０月３日、処分庁は審査請求人に対し、本件対象文書は、条例第７条第２号に該当する非公開情報があるとして、一部公開とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。

３　令和６年１１月１８日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

4　令和６年１１月１８日、審査請求書の提出を受け、処分庁の担当者が本件処分に係る決裁文書を確認したところ、本来公開すべき特定の学童保育支援員の特別休暇、病気休暇願簿の申請月日の一部が非公開となっていることを確認した。これは、処分庁の担当者の事務処理上の誤りであった。

5　令和６年１１月１９日、処分庁は審査請求人に対し、改めて、非公開となっている申請月日の部分を公開した公文書の写し（以下「本件公開公文書」という。）を交付しようとしたところ、審査請求人は、内容を確認しただけで受領しなかった。

6　また、その際、処分庁の担当者は審査請求人に対し、求める情報が公開されたため、本件審査請求の取下げを求めたところ、審査請求人は、 非公開となっている申請月日の部分のうち申請月日が記載された部分（以下「本件申請月日部分」という。）は公開されたものの、いまだ申請月日欄の一部分（以下「本件非公開部分」という。）が非公開となっており、本件非公開部分は公開すべきである旨を処分庁の担当者に説明した。処分庁の担当者は、本件非公開部分は申請月日欄の左欄（休暇を受ける理由欄）に記載した内容がはみ出しているため非公開としたものである旨説明したが、本件審査請求の取下げはなされなかった。

7　令和６年１１月２２日、処分庁は審査請求人に対し、本件公開公文書を郵送した。

8　令和６年１１月２５日、審査請求人は本件公開公文書を処分庁に返却した。また、その際、審査請求人は、本件非公開部分について申請月日等公開すべき情報が記載されている可能性があるため公開するよう求めるとともに、本件申請月日部分も本件審査請求の対象とするよう主張した。

審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張

審査請求書等における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 特定の学童保育支援員の特別休暇、病気休暇願簿のうち一部の申請月日が非公開となっている。

(2) しかしながら、本件処分は、休暇を受ける理由、病気休暇使用総日数及び特別休暇使用総日数については非公開と示されているものの、申請月日は含まれていない。

(3) 上記の理由により、非公開となっている申請月日の公開を求める。

(4) 公開された特別休暇・病気休暇願簿には不適切と思われる多くの記載、記載漏れがある。例として休暇申請が遅れた理由等について説明を求めたが、個人情報であるため説明できないとされた。このような疑問の原因は、個人情報ということをもって担当者が保身に走ることや担当者の怠慢の隠ぺいを容易にすることと市が信頼できる組織とは思えないことにある。

(5) 情報公開・個人情報保護審査会では、今回の件について、正当な個人情報の保護が必要な案件かを調査し、保身や隠ぺいでないことを確認していただきたい。

2　処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 処分庁は、誤りに気付き、本件申請月日部分を公開している。また、本件非公開部分は、休暇の理由欄に記載すべきものが収まりきれず、はみ出して記載したものであり、申請月日が非公開となっていることはない。

(2) 条例第７条第２号では、個人に関する情報を非公開情報として定めている。また、条例第７条第２号ただし書では非公開情報から除外する情報を定めており、同号ウでは「職員の職務の遂行に係る情報」を非公開情報から除外する情報として定めている。この「職員の職務の遂行に係る情報」とは、吉川市情報公開条例逐条解説（第４版）によれば、公務員がその組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報である。休暇を受ける理由については、職員が特別休暇等を取得する際にその理由を記載するものであるが、当該職員の職務の遂行に関わりのない事項であるため、職員の職務の遂行に係る情報には該当しない。

(3) したがって、本件処分をしたことに何ら違法又は不当な点はない。

理　　由

1　本件審査請求について

本件審査請求は、本件申請月日部分及び本件非公開部分の公開を求めるものと解される。

2　本件申請月日部分について

審査請求人は、本件申請月日部分の公開を求めているが、処分庁は、これを公開していることが認められる。したがって、この部分に係る審査請求人の主張には理由がない。

3　本件非公開部分について

審査請求人は、本件非公開部分の公開を求めているが、これは、申請月日欄の左欄にある休暇を受ける理由欄に記載すべきものが申請月日欄にはみ出して記載されたものであり、申請月日は非公開としていないものである。そして、この休暇を受ける理由欄に記載された内容は職員が特別休暇等を取得する際に記載した理由であり、職員の職務の遂行に係る情報とは言えず、条例第７条第２号に該当する非公開情報であることは明らかである。

4　本件処分について

その他本件処分について違法又は不当な点は見当たらない。したがって、本件処分については、妥当である。

なお、本件処分については、吉川市情報公開・個人情報保護審査会においても、妥当であると判断されている。

5　結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和７年３月７日

審査庁　吉川市長　中原恵人　印

（教示）

1　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。